

デジタルリスクリング推進業務

企画コンペ実施要領

令和 6 年 3 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「デジタルリスティング推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たっては、この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「デジタルリスティング推進業務」 一式
- (2) 募集する企画提案の内容
資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
委託契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 予算額
8,817,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画コンペ担当室（書類の提出先及び問い合わせ先）

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働担当
所在地 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）
電 話 019-629-5585（ダイヤルイン）
FAX 019-629-5589
電子メールアドレス AE0005@pref.iwate.jp

3 企画コンペ参加者の資格要件

企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たし、かつ、岩手県知事の確認を受けた者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うことも認めるが、その場合、代表者を決めた上で企画コンペに参加し、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて代表者以外の構成員についても、「4 企画コンペ等に関する手続き」に定める参加資格の確認に必要な書類の提出を求める場合がある。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (5) 参加資格確認申請書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 企画コンペ等に関する手続き

(1) 担当部署

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話：019-629-5585 Fax：019-629-5589
電子メール：AE0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。
なお、郵送による交付、企画コンペ担当室における直接交付は行わない。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 右端上「県政情報」 > 「入札・コンペ・公募情報」 > 「コンペ」 > 「コンペ参加者募集情報」

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	業務仕様書
資料3	企画提案書作成要領
資料4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、（様式1-1 実施要領等に関する質問票）により次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年4月2日（火）午後5時必着

イ 提出方法

原則として電子メールにより担当部署あて送付すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和6年4月4日（木）午後5時までに回答を掲載する。

(4) 企画コンペ参加届出書の提出（必須）

コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）は、【様式1-2 企画コンペ参加届出書】及び【様式1-3 団体概要・業務実績書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年4月9日（火）午後5時必着

イ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は上記(1)担当部署）

ウ 提出方法 担当部署に持参又は郵送で提出

- ・ 持参する場合は、提出期限まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に担当部署に提出すること。
- ・ 郵送する場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便等、配達記録が残る方法により、提出期限までに担当部署に到達するように送付すること。

エ 留意事項

- ・ 提出期限までに企画コンペ参加届出書を提出しなかった者は、以降の企画コンペ手続きに参加できないものとする。
- ・ コンペ参加者（共同提案の構成員を含む。）が、他の共同提案の構成員を兼ねることはできないものとする。

(5) 企画提案書等の提出（必須）

コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）は、【資料3 企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年4月16日（火）午後5時必着

イ 提出先 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は上記(1)担当部署）

ウ 提出方法 企画コンペ担当室に持参又は郵送で提出

- ・ 持参する場合は、提出期限まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に企画コンペ担当室に提出すること。
- ・ 郵送する場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便等、配達記録が残る方法により、提出期限までに企画コンペ担当室に到達するように送付すること。

エ 留意事項

企画提案書等は企画コンペ参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 企画コンペ参加届出書を提出しなかった者又は企画コンペ参加届出書及び添付書類に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 費用の積算額が上記1(4)の予算額（見込み）を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

5 委託候補者の決定方法について

(1) 企画コンペにおける企画提案審査

企画コンペにおける企画提案審査は、「資料4 企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づいて行うものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時

令和6年4月23日（火）午後1時30分から

イ 開催場所（予定）

岩手県庁または近隣地区の施設内

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から事前に提出された企画提案書等及び参加者による説明に基づいて行う。なお、選考委員会当日は、説明は企画提案書等により行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- ・ 説明の時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする予定であること。ただし、都合により、1者当たりの説明の時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者及び補欠順位を決定するものとする。

イ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を委託候補者とする。

(4) コンペ参加者への通知

県は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各コンペ参加者（共同提案の場合は代表者）に関する決定内容について、速やかに文書で通知するものとする。

6 企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合の手続きについて

企画コンペ参加届出書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、「様式1-4 企画コンペ参加辞退届」を令和6年4月16日（火）[必着]までに、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室（住所等は4(1)担当部署）に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成する。

イ 委託候補者の提案が共同提案により行われた場合には、委託候補者の代表者が県との契約の当事者となるものとする。

ウ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本

業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者が提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、仕様を確定の上、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約結果の公表について

県は、委託候補者と契約を締結したときは、その日から起算して15日以内にホームページ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。

- ア 本業務の名称
- イ 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- ウ 契約の相手方を決定した日
- エ 契約の相手方の氏名及び住所
- オ 契約金額
- カ 企画競争の公告を行った日
- キ 契約理由
- ク その他必要と認められる事項

8 公正な企画コンペの確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しないものとする。
- イ 提出書類は公表しないものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

- ア 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

[参考：企画コンペスケジュール（予定）]

ア	質問票の提出期限	4月2日（火）午後5時まで
イ	質問に対する回答	4月4日（木）午後5時まで
ウ	企画コンペ参加届出書提出期限	4月9日（水）午後5時まで
エ	企画提案書等の提出期限	4月16日（火）午後5時まで
オ	企画コンペ参加辞退届の提出期限	4月16日（火）
カ	企画提案選考委員会での審査	4月23日（火）午後1時30分から
キ	企画コンペ結果通知	4月25日（水）午後5時まで
ク	契約締結	5月上旬頃